

生物多様性条約COP 10ハイライト

2010年10月20日 水曜日

ワーキンググループIは、持続可能な利用、気候変動、乾燥地帯および亜湿潤地帯、森林の生物多様性に関する決定書草案を検討した。ワーキンググループIIは、科学的、技術的協力およびクリアリングハウスメカニズム(CHM)、技術移転、広報・教育・普及啓発(CEPA)、国際生物多様性年(IYB)、他の条約との協力、利害関係者の参加について議論した。ABSの交渉は、伝統知識、遵守、緊急事態、他の合意との関係に焦点を当てた。この日の昼および夜に入っても数件のコンタクトグループ会合、非公式会合が開催された。

ワーキンググループ I

持続可能な利用: ブラジルおよびアフリカン・グループは、持続可能な利用を他のCBDの目的と結び付けるべきだと強調し、アフリカン・グループは、地域内組織による実施を求めた。ナイジェリアは、インセンティブと市場ベース制度に関し、ABSに言及するよう要請した。IUCNは、決定書草案が過剰な開発の問題に十分対応していないのは遺憾であると述べた。IIFBは、持続可能な慣行的利用に求められるものとして、土地および資源を確保する権利や、慣習法および制度の法的な承認を挙げた。

技術専門家グループ: フィリピンは、農業の持続可能な利用、および材木以外の林業製品を含めた林業の持続可能な利用に関するAHTEGの設置を支持したが、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、アフリカン・グループは反対し、国連システム内での努力の重複に懸念を表明した。ロシア連邦は、資金面の影響に懸念を表明した。

ノルウェー、インドネシア、ニュージーランド、スイス、アラブ諸国の立場で発言したエジプトは、AHTEGの付託事項(TORs)は広範囲すぎると懸念を表明し、EUは慎重に検討するよう求めた。スイスは、持続可能な利用に関し、グッドプラクティスを共有するため地域アプローチにもっと焦点を当てることを提案した。IUCNは、AHTEGが漁業、農業、野生生物の管理も検討することを提案した。議長のHuflerは、AHTEGを保留するよりも、事務局に関連情報の取りまとめを要請し、SBSTTA 15の審議にかけることを提案し、参加者もこれに同意した。

里山(里山)イニシアティブ: 多数の参加者が里山イニシアティブへの支持を表明した。アフリカン・グループ、エクアドル、パラオは、このイニシアティブに関する追加情報を求めた。日本は、里山イニシアティブに関する国際パートナーシップの立ち上げに留意するよう提案し、ガーナもこれを支持した。ニュージー



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

ーランドは、「里山イニシアティブ」のタイトルの中に、「生物多様性の持続可能な利用促進ツール」を使うことを希望した。オーストラリアとフィリピンは、このイニシアティブが貿易や生産をゆがめる可能性があるとして懸念を表明し、オーストラリアは、このイニシアティブをテストするパイロットプロジェクトを提案した。ガーナは、世界貿易機関(WTO)の下での義務への言及に反対し、日本の資金供与分はGEFの小規模グラントプログラムを通して配分されると明記するよう提案し、このイニシアティブ実施について締約国を支援するよう事務局に要請すると付け加えた。BIOVERSITY INTERNATIONALは、里山イニシアティブは持続可能な農業生産のタイプの指標作成に役立つと述べた。議長はHuf1lerは、議長の友グループを結成した、Alfred Oteng-Yeboah (ガーナ) がこのグループの議長を務める。

気候変動：リオ条約間の協力：中国は、UNFCCCの専門性、独自のマנדート、ならびに共通だが差異ある責任の原則を尊重する必要があると強調し、リオ条約間の合同作業計画に反対した。EUはノルウェーと共に、3つの条約を「相互に支援しあう」ものにするよう提案した。メキシコ、ツバル、ボスニア・ヘルツェゴビナ、パキスタン、モーリシャス、パラオ、アフリカン・グループ、ネパール、スイス、東チモール、コスタリカ、GREENPEACEは、CBDがリオ条約に対し、合同作業計画など合同での活動の提案を伝えるよう求めた。フィリピン、コロンビア、南アフリカ、パプアニューギニア、インド、ブラジルは、締約国が合同での活動および合同作業計画の妥当性を検討するとの提案を志向した。

REDD+：グレナダ、パラオ、カナダ、スイス、インド、ボリビア (ALBAグループの立場で発言)、メキシコ、IIFBは、途上国での森林減少および森林劣化による排出量の削減ならびに保全の役割、森林の持続可能な管理および森林炭素貯留分の増加 (REDD+) における、ILCsの利益拡大に関する文章を支持した。アルゼンチンは、CBDのマンドートを超えるのではないかと注意を喚起した。

森林に関する協力パートナーシップ(CPF)とCBDとの協調に関し、パキスタン、インドネシア、タイ、アフリカン・グループ、カナダ、日本、スイス、ロシア連邦、マレーシア、GREENPEACE、IIFBは、CBDに対し、生物多様性への影響モニタリング・メカニズムおよび生物多様性のセーフガードに関する議論に貢献するよう求めた。モーリシャス、東チモール、ネパールは、CBDが締約国との協議に基づき、締約国の要請を受け、REDD+に助言する機会を探ることを希望した。ECOSYSTEMS CLIMATE ALLIANCE (ECA) は、京都議定書の土地利用関連条項で先進国に適用されるものには生物多様性セーフガードが入っていないと指摘した。

パキスタン、東チモール、スイス、タイ、ペルー、カナダは、森林の生物多様性に関する各国の国内措置と気候変動措置とのシナジーに関し、ガイダンス作成努力を支援するよう事務局に要請することを希望した。

地球工学(Geo-engineering)：ツバル、フィリピン、コスタリカ、アフリカン・グループ、スイス、ALBAグループ、グレナダ、GREENPEACE、ECA、ETCグループは、地球工学的措置の正当性について適切な科学的根



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

拠が出され、これに伴うリスクが検討されるまでは、このような措置を実施しないよう要請した。フィリピンは、地球工学的措置に関する透明性のある規制枠組みが緊急に必要なとの文言の挿入を提案し、ブラジルは、科学活動は小規模かつ各国の領域内においてのみ開発されると述べた。EUは、地球工学的措置については慎重に取り組むよう求めた。ノルウェーは、地球工学的措置に関し何らかの実験をする前に、強力な科学的根拠を得る必要があると強調した。日本は、特定の地球工学的活動は生物多様性や気候変動に有益である可能性があるとして述べた。ロシア連邦は、地球工学的措置に関する言及の削除を要請した。王立アカデミー（ROYAL SOCIETY）は、地球工学的措置における安全かつ責任のある科学研究を妨げることに警告した。

資金供与：アフリカン・グループ、アルゼンチン、グレナダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、パキスタン、ネパール、東チモール、CEE、パラオは、生物多様性と気候変動への資金供与に関するパラグラフ数件の括弧を取り除くよう求めた。

議長はHuflerは、地球工学的措置について議論する議長の友グループを設立した。この議長はHorst Korn（ドイツ）が務める。さらにREDD+とリオ条約間の協調を話し合うコンタクトグループも設立した。Hesiquio Benitez（メキシコ）がこのグループの議長を務める。

乾燥地帯および亜湿潤地帯：イランとアフリカン・グループは、UNCCDとCBDでの乾燥地帯の定義基準の違いを指摘する文章を支持したが、中国はこれに反対した。アフリカン・グループ、中国、グアテマラは、「実施し開発する」という表現を希望し、アルゼンチンは、生物多様性への配慮を災害防止の考えに統合するため、自然科学コミュニティと社会科学コミュニティの間の協力を促進する共同行動を「探求する」との表現を希望した。

森林の生物多様性：EUは、森林の法律施行、統治、貿易に関する文章を提案し、ノルウェーとスイスはこれを支持した、パキスタンは、生態系ベースの森林管理に関する文章を提案した。

UNFF（国連森林フォーラム）との協力：ベラルーシ、エクアドル、インドネシアは、CBDと他の森林関連の条約とのパートナーシップを強化するとの文言を含めるよう求めた。エクアドルは、UNFCCCとの協調、REDD+に関する情報の増加を求め、ケニアと共に、先住民の権利尊重を求めた。ノルウェーとカナダは、森林および森林のタイプの定義づけ作業を支持した。フィリピンは、「機能ベース、生態系ベースの森林の定義」への言及を含めるよう提案したが、ニュージーランドは反対した。オーストラリアは、国レベルでの柔軟性を持たせるため、国際的に合意される定義は広範なものにすべきだとし、UNFCCCでの今後の決定に予見を与えることに反対して警告した。

CPF（森林に関する協調パートナーシップ； Collaborative Partnership on Forests）との協力：アフリカン・グループとスイスは、生物多様性セーフガードおよびREDD+の生物多様性への影響をモニタリングするメ

カニズムの議論に貢献するよう事務局に要請することを支持した。コスタリカは、事務局が締約国との協議に基づき、要請に応じてREDD+に関し助言をする機会を探ることを希望した。

ワーキンググループII

科学的、技術的協力とクリアリングハウスメカニズム (CHM) : モロッコは、南-南協力を通しての情報交換推進を提案した。ブラジルは、NBSAPsの実施を推進するには質の高い情報をと強調した。ベニンとブルキナファソは、戦略計画実施におけるCHMの重要性を強調した。中国は、普及啓発の促進を、ニジェールは国レベルでの情報の普及を強調した。ブラジル、インド、フィリピン、マレーシアは、国内CHMsを実施し、維持するため、追加の財政支援が必要だと強調した。ヨルダン、GEFは資金供与を確保すべきだとし、アフリカン・グループは、キャパシティビルディングを求めた。EUは、国内での確実な実施を進めるため、締約国がさらに努力するよう求めた。太平洋諸島 (PACIFIC ISLANDS) は、CHMを利用しやすいようにし、地域社会が簡単にアクセスできるようにする必要があると述べた。

技術移転と技術協力 : キューバは、技術移転に関する強力な決議と具体的な約束を求めた。ハイチは、技術移転を地方の状況に合わせる必要があり、先住民や地方の技術と統合する必要があると強調した。ウガンダは、ABS体制の実施と技術移転との結合を提案した。

生物多様性技術イニシアティブ (BTI) : EUは、CBD事務局ではなく、すでに技術移転について作業を行っている組織・制度が、提案されているBTIのホストとなるべきだとし、BTIのガバナンスの細かいところをさらにつめていく必要があると述べた。アフリカン・グループは、事務局がBTIのホストとなるべきだとし、BTIは拘束力のあるものにすべきだと強調し、コロンビア、インド、フィリピン、シンガポール、ハイチ、ヨルダンはこれを支持したが、スイスと日本は反対した。ブラジルは、情報や技術へのアクセスでのアンバランスを是正するには、CBDの下に拘束力のあるBTIをおく必要があると主張した。カナダは、あとの段階で、BTIの付託条件 (TORs) の検討をさらに進めることを提案した。

CEPA (広報・教育・普及啓発) およびIYB (国際生物多様性年: International Year of Biodiversity) : アフリカン・グループは、ABS問題での関連する利害関係者の参加を求めた。EUは、普及啓発に関するベースラインの設置を提案し、資金源を増やすためのシナジーを進めるよう求めた。日本は、生物多様性を政策の本流に取り入れるよう求めた。カナダは、CEPAの達成度を測るため、指標を用いるよう求めた。マレーシアは、革新的な手法の利用と、インタラクティブな技術の利用を提案し、小島嶼諸国の作業には太平洋諸島手法を用いることを提案した。アラブ諸国は、市民社会の重要な役割を強調した。ブルンジは、政策立案者の普及啓発を求めた。IIFBは、先住民の参加を求め、決定書草案全体を通して、先住民の権利に言及するよう求めた。

多数の諸国が、国内のIYB活動について報告し、国際生物多様性の10年の提案を支持した。ペルーは、事務局が全てのIYB活動の影響評価を行うことを提案した。

他の条約との協力：EUは、戦略計画の実施では協力が重要であるとし、生物多様性関連の条約のリエゾングループではあまり進展が見られないと指摘し、そのマンデートの改定を提案した。ノルウェーは、WHOとの協力強化、国家保険戦略との協力強化に関する文言の追加を提案した。セネガルは、国際森林年への言及を含めるよう提案した。WTOは、生物多様性と関係しない合意との協力関係に関する文言を提案した。

利害関係者の参加：性別と生物多様性：カメルーンは、性差別解消行動計画の実施推進、実施のための資金源の追加、指標の策定を求めた。CBD WOMEN' S CAUCUSは、CBDにおいて性差別問題に関するスタッフをおき、性差別解消行動計画の実施を進めるよう求め、タイとタンザニアもこれを支持した。

ビジネスと生物多様性：カナダは、民間部門による生物多様性保全に関する報告書作成を推奨した。EUは、次の項目を支持した：ビジネス社会内での生物多様性および生態系サービスに関する情報交換を推進する；生態系サービスに対する報酬、戦略計画実施を支援するためのパートナーシップ構築など、革新的な資金メカニズムを探求する。

都市および地方自治体の参加：ブラジルは、生物多様性のための都市および地方自治体の行動計画案を提出し、都市やビジネスに対する言及を増やし、国内の政府当局および地方自治体の役割認識を提案した。EUは、WGRI 4での計画草案レビューを提案し、これは戦略計画実施に重要な役割を果たせる可能性があると指摘した。シンガポールはアジア太平洋グループの立場で発言し、CBDの根幹の活動を実施し、資金を調達する上で、都市は大きな役割を果たせると強調した。カナダは、都市に関する生物多様性指標開発を歓迎した。

南—南協力：アフリカン・グループは、南—南協力に関係する問題として次のものを挙げた：ABS、TK、侵略的外来種、生態系の復活とモニタリング。EUは、生物多様性および開発のための南—南協力に関する複数年度行動計画案をWGRI 4でレビューするよう提案したが、中国はCOP 10での採択を求めた。ブラジルは、南—南協力は文化的、環境的に適切な形での技術交流を確保できることから、豊かな国がこれを阻止することがないよう求めた。

議長はLunaは、都市および南—南協力に関する保留問題の非公式協議での議論を提案した。

ABSに関する非公式協議グループ

伝統知識：アクセス(5条 bis)：小人数グループ共同議長のJanet Lowe (ニュージーランド) は、TKへのアクセスに関し、ILCsで実のある議論がなされたと報告し、違反申し立てがあった場合の協力についても報告し、この問題は初めて議論されたものであり、遵守にも関係することから、グループでは合意していないと指摘した。参加者は、違反申し立ての場合の施行、遵守、協力に関する括弧書きパラグラフを削除すると

いうICG共同議長Casasの提案を検討し、結局、これらのパラグラフを遵守およびTK関連問題に関する新しい条項の12条*bis*に移動することで合意した。午後、参加者は、Janet LoweとJorge Cabrera Medaglia（コスタリカ）が共同議長を務めるTKに関する小人数グループに対し、新しい12条*bis*について議論し、序文の中のTK関連の文章について議論するよう要請した。小人数グループは、夕方に会合し、夜まで審議を続けた。

TKと遵守（12条*bis*）：夕方、小人数グループは、TKへのアクセスおよび利用に関する国内法遵守の問題を議論した。参加者は、締約国の領域内で利用される遺伝資源関連TKについてはPICに則りまたはILCsの承認および参加でアクセスされる措置を導入し、締約国ないし当該ILCsがある締約国のABSに関する国内法制または規制上の要求どおり、MATを設置することで合意した。

利益配分（4条(4)）：参加者は、遺伝資源関連のTKの利用から生じる利益の配分に関する表現について、締約国は措置を導入し「それにより」そのような利益を配分するという妥協案をベースに議論した。参加者は、延長審議と追加協議の後、締約国は、遺伝資源関連のTK利用により生じる利益が、当該知識を有するILCsと公平かつ平等な形で配分されるよう、そしてMATに基づき配分されるよう、適切な場合、法的、行政管理上、または政策上の措置を導入するという表現を承認した。

公的利用が可能なTK（9条(5)）：ICG共同議長のCasasは、ILC以外の情報源から当該利用者が取得したTK利用者に対し、正当な知識保有者と利益配分に関するアレンジを行うよう締約国に推奨するという妥協的文言を提案した。GRULAC、オーストラリア、日本は、この文言を承認したが、アフリカン・グループ、インドネシア、フィリピン、中国は、締約国は利用者に対しそのような措置をとることを「要請する（require）」という表現を要求し、フィリピンは、この規定は典型的なバイオ海賊行為に関係すると説明した。

その後、IIFBは、ILC以外の情報源からTKを取得した利用者が利益配分のアレンジを行うよう、締約国は措置を導入するという表現を提案した。この提案は歓迎され、カナダは、この措置を、適切な場合には、法的、行政管理上、または政策的措置と規定するよう要請した。アフリカン・グループ、中国、インド、フィリピンは、公的に利用可能なTKとの明確な表現を追加する限りにおいて、これを受け入れたが、この表現については、オーストラリア、カナダ、日本が反対した。EUは、第1回のCOP/MOPレビューは、国際社会の展開、特にWIPO IGCでの作業に照らし合わせて、この義務の実施を評価するとの表現にするというEUの要請を繰り返し、総体的な懸念を表明したうえで、パラグラフに括弧をつけるよう求めた。共同議長のCasasは、この問題の解決にむけ非公式協議開催を求めた。

遵守（13条）：ICGは、小人数グループ共同議長のLagoおよびShikongoによる前夜の交渉結果の報告を聞いた。両共同議長は、チェックポイントに関する全般的な表現の一部では合意がなされたが、チェックポイントのリストや強制的公開要請の問題では進展がなかったと強調した。夕方、小人数グループでの協議が続け

られ、チェックポイントはPICや遺伝資源の提供者、MATの設置そして／または遺伝資源の活用に関する情報を収集し、適切な場合、これを受け取るの表現について議論し、そのような情報はどこから提供されるべきかに関する追加パラグラフについても議論を続けた。その後、強制的公開要求に焦点を当てて議論したが、各国の立場上の対立は残った。夕方、小人数グループは、この条項は次の項目を規定すべきことで合意した：公開義務；公開される情報は何か；公開を怠った場合の結果；PICに関するメカニズム；チェックポイント遵守証明との結びつき。

緊急事態（6条BIS）：夕方、小人数グループは、人間、動物、または植物の健康に脅威を与える、または損害を与える緊急事態に言及するか、それとも人間、動物、または植物の健康に対する切迫した脅威または損害を与える状況という表現にするか議論した。議論は深夜まで続けられた。

コンタクトグループ、非公式協議

海洋および沿岸域の生物多様性：参加者は、昼食時および夕方に会合し、事務局作成のノンペーパーについて議論した。合意された事項は次のとおり：EBSAsに関するCBDの基準に加えて、他の「政府間で合意された」科学基準にも言及する；海洋の生物多様性行動計画の実施を進めるため、社会経済的側面を含めた海洋の状態に関する世界的報告および評価（Global Reporting and Assessing of the State of the Marine Environment：GRAMME）の一般プロセス（Regular Process）とIPBES、CBDとの協力への言及は保持する。

その後、参加者は、次の文言を保持するかどうか議論したが、合意には達しなかった：底引き漁に関し、国連総会で採択された表現で、事前の環境影響評価（EIA）およびEIAで特定された脆弱な漁場の閉鎖を要請するもの、これについては2つの先進国が反対した；この内容においての各国の領域を超えた区域およびRFMOsへの言及。参加者は、次の問題についても議論したが、合意に達しなかった：MPAsの効果的な管理に関する予防原則または手法への言及；事務局に対し、関連国際機関と協力して、オキアミの乱獲が海洋生物多様性に与える影響に関する情報とりまとめを要請する文言は保持する。

夕方、参加者は、人間の非持続的な活動が海洋および沿岸の生物多様性に与える影響に関する新しい文章について議論し、海洋の空間利用計画、気候変動の適応および緩和における海洋および沿岸の生物多様性の役割に焦点を当てた。代表団は、提案を原則的には支持したが、協議する時間を求めた。参加者は、EBSAsの特定、海洋区域でのEIAsに関連する科学的、技術的側面を議論し、各国の領域を超えた区域への言及と削除について議論した。議論は夜に入っても続けられた。

資金問題：コンタクトグループは、一般的ステートメントの議論を開始し、資金メカニズム・ガイドラインのレビューに焦点を当てた。多数の締約国が、決定書草案で提案されている統合ガイドラインへの支持を表明したが、一部の締約国は、次のような提案を行った、生物多様性のためのGEF資金の利用に関する成果

本位の枠組みを戦略計画の目的と合わせて合理化するなど。次に、GEFの第6回資金募集について、この条約の実施に必要な資金額評価に関する議論に移り、夜まで議論を続けた。

戦略計画：コンタクトグループ共同議長のKateråsは、戦略計画全体を括弧書きの中に残すというWGRIの決定を想起した。その後参加者は、括弧書きは含まれていないが、ワーキンググループIIの議論で、締約国から追加の文言や別な表現が提示された目標に関する項目について議論した。議論は夜まで続けられた。

地球工学的措置：議長の友グループは、正確な定義づけが採択されるまで、太陽の日射量減少技術や、大気からの炭素除去量増大技術などへの言及を含め、地球工学的措置の予備的理解に関する記述にとどめるかどうか議論した。また参加者は、「生物多様性に有害な」地球工学的措置というパラグラフに限定し、炭素回収貯留は削除するかどうかも検討した。次に、参加者は、次のような科学研究に関する特例の資格基準について議論した：小規模、限定的、管理された環境内のもの、各国の領域内、潜在的な環境影響可能性の事前評価の対象、または特定のデータ収集が必要なため正当とされるもの。議論は夜に入っても続いた。

廊下にて

ABS会議の参加者は、徹夜での非公式協議後、水曜日朝5時に、遵守の問題で壁に突き当たった。この日は、ABS議定書の最終決定に関して全面的な権限を持たずに名古屋にきた締約国がいるとのうわさが飛び交い、廊下やワーキンググループ会合でも怒りのコメントが出てくる事態となった。数人の参加者は、全面的な権限を持たないというのは、不実の証と解釈されるとコメントし、この日一日はCOP 10で完全版議定書が採択されるかどうか、疑念を表明するものが多くなった。とは言え、多様な小人数グループの会議は、このような見方が間違っていることを証明しているようであり、TKに関するABS国内法の遵守や、緊急事態、病原体など、困難な問題で、一定の進展が見られた。夕方、遵守に関する小人数グループのチェックポイントに関する議論が初めて実質的な進展に向かっていくとのニュースが流れてきたときには、すぐに活気が出て、参加者は、「遵守で希望があるなら、議定書にも望みがある」といいながら、ホテルに戻っていった。

ABS+戦略計画+資金問題というCOP 10での採択が期待される「グランド・パッケージ」にはない、ホットな話題の一つの地球工学的措置の議論でも同じような前向きの姿勢が見られた。参加者は、地球工学的措置の定義づけや、科学研究の特例で広範に受け入れられるものを切り出すことでは進展が見られたが、一部のものは、小人数グループに特に参加していなかったNGOsや締約国で地球工学的措置に関するCBDの言及に反対しているもの達が、妥協案の表現の議論を蒸し返すのではないかと懸念するものもいた。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500

Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.